

伊達放射線技師会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は伊達放射線技師会と称す。
- 第2条 本会の事務所は会長の指定する場所に置く。
- 第3条 本会は診療放射線学及び診療放射線技術の向上発展に努め、並びに職業倫理を高揚するとともに会員相互の親睦を図り、もって地域住民の健康保持増進に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 会員の職業倫理の高揚。
 2. 学術講演会並びに研究発表。
 3. 親睦を目的とするレクリエーション等の実施。
 4. その他本会の目的達成に必要な事業。

第2章 会 計

- 第5条 本会の経費は会費、寄付金その他本会において習得した金品をもってあてる。
- 第6条 会費は1人年間三千円とする。
- 第7条 本会の会計年度は前年度の会計監査に始まり、今年度の会計監査をもって終了する。

第3章 会 員

- 第8条 本会の会員は、次の3種とする。
1. 正 会 員 西胆振地区に在住する診療放射線技師であって、本会の目的に賛同した者。
 2. 賛助会員 本会員の目的に賛同した者
 3. 名誉会員 本会の事業に顕著な功績のあった者につき、総会の承認を得た者とする。
60歳以上の会員で本人の同意を得た者とする。
議決権は持たないこととする。
会費は無料とする。

- 第9条 本会に入会する場合は、役員会の承認を得た者とする。

第4章 役 員

- 第10条 本会に次の役員を置く。
1. 会 長 1名
 2. 副会長 1名
 3. 監 事 2名
 4. 理 事

第11条 会長、副会長ならびに監事・会計監査は総会において会員中から選出する。

第12条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、役員会で補充する。

3. 補充により就任した役員の任期は、前任者の残存期間とする。

第13条 会長は本会を代表し会務を遂行する。

2. 会長は、北海道放射線技師会の理事の役務を兼務する。

第14条 会計監査は会計状況の監査を行う。

第5章 会 議

第15条 会議は、総会、臨時総会、役員会の3種とする。

第16条 総会は、年1回開催する。原則として3月に開催する。

正会員の二分の一以上の出席をもって成立する。

第17条 臨時総会は正会員の二分の一以上の出席をもって成立する。

第18条 臨時総会、役員会は、会長が必要と認めたとき招集する。

第19条 会議の議決は出席会員の過半数の賛成で決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第20条 会議の議長は、その会議において出席会員のうちから選ぶ。

第21条 規約、規則の制定、改廃については総会、臨時総会で決定する。

第6章 旅 費

第22条 会員が公務出張するときはJR運賃の実費を支給する。

ただし、JRがない場合はその他の交通機関運賃を支給する。

(伊達放射線技師会以外から旅費が支給されている場合を除く)

規 則

第1条 この規則は会員等の表彰、慶弔について定める。

第2条 本会の発展に関し、功績が抜群である者又は顕著な功績があった者を本規則により表彰する。
2. 表彰は総会において表彰状を授与して行うものとする。

第3条 慶弔に関する措置。

- | | | |
|-------------------------------------|-------|-------|
| 1. 会員の死亡 | 香典2万円 | 花輪・弔電 |
| 2. 会員の配偶者の死亡 | 香典5千円 | 花輪・弔電 |
| 3. 会員の扶養者の死亡 | 香典5千円 | 花輪・弔電 |
| 4. 会員の両親の死亡（同居している配偶者の両親を含む） | | 弔電 |
| 5. 会員の結婚 | 1万円 | 祝電 |
| 6. 会員の病気（30日以上入院） | 5千円 | |
| 7. 名誉会員の死亡 | | 弔電 |
| 8. その他必要に応じ、会長、副会長の合意の上、贈与することができる。 | | |

附 則

本規約、本規則は平成11年度7月1日より施行する。

平成22年5月25日 一部改定。

（規約）第6条 会費を三千円から二千円に変更。

第10条 副会長を2名から1名に変更。

監事を新たに設置。

理事の人数を不定のため削除。

第16条 2月から3月に変更。

平成27年4月1日 一部改定

（規約）第3条 4. 会員の両親の死亡（同居している配偶者の両親を含む）
弔電

第6条 会費を二千円から三千円に変更。

第16条 総会は、年1回開催する。原則として3月に開催する事とし、会員の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

平成31年4月1日 一部改定案

- (規約) 第8条 3. 名誉会員 本会の事業に顕著な功績のあった者につき総会の承認を得たものとする。
60歳以上の会員で本人の同意を得たものとする。
議決権は持たないこととする。
会費は無料とする。

第16条 総会は、年1回開催する。原則として3月に開催する。
正会員の二分の一以上の出席で成立する。

第18条 会議の議決は出席会員の過半数の賛成で決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第6章 旅 費

第21条 会員が公務出張するときはJR運賃の実費を支給する。
ただし、JRがない場合はその他の交通機関運賃を支給する。
(伊達放射線技師会以外から旅費が支給されている場合を除く)

令和2年4月1日 一部改正

- (規約) 第15条 会議は、総会、臨時総会、役員会の3種とする。
第16条 総会は、年1回開催する。原則として3月に開催する。
正会員の二分の一以上の出席をもって成立する。
第17条 臨時総会は正会員の二分の一以上の出席をもって成立する。
第18条 臨時総会、役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。
第19条 会議の議決は出席会員の過半数の賛成で決定し、可否同数のときは議長がこれを決する。
第20条 会議の議長は、その会議において出席会員のうちから選ぶ。
第21条 規約、規則の制定、改廃については総会、臨時総会で決定する。

- (規則) 第3条 7. 名誉会員の死亡 弔電
8. その他必要に応じ、会長、副会長の合意の上、贈与することができる。